

近代日本における中学校教育成立に関する研究：中学校教育の地方的形成と統合

新谷，恭明

<https://doi.org/10.11501/3106933>

出版情報：九州大学，1995，博士（教育学），論文博士
バージョン：
権利関係：



近代日本における中学校教育成立に関する研究
 ——中学校教育の地方的形成と統合——

序章 本研究の課題と方法

はじめに

一 問題の所在

二 本論文の構成

三 明治前期の中等教育史研究の動向について

第一章 中学校教育の底流

問題の設定

第一節 中学校教育の底流としての藩校教育——久留米藩明善堂を事例として——

一 藩校における学制改革の課題

イ 樺島石梁の改革課題

ロ 本荘星川の改革課題

ハ 不破美作の改革課題

二 藩校の教育内容の特性

………
一

………
四

………
一四

………
一九

………
三九

………
四〇

………
四〇

………
六三

第二節	在郷私塾教育における「高等普通教育」の底流——上妻郡の私塾を事例として——	七六
一	継志堂及び会輔堂の設立と再興	七六
二	在村私塾の教育と役割	八三
第三節	外国モデルの中学校観	八八
第二章	近世教育と近代教育の連続の問題について	一四
問題の設定		
第一節	時務意識の擬制的継承——小笠原藩における藩校の組織化と再編——	一八
はじめに		
一	豊津藩の成立について	二〇
二	思永館の盛衰	二一
イ	小倉思永館	二一
ロ	香春思永館	
三	豊津育徳館及び大橋洋学校の設立	二六
イ	育徳館の設立	
ロ	大橋洋学校の開校	
四	育徳館の教育	三四

五	育徳館から近代中学校への移行	一四三
第二節	近代の中等教育構想の挫折	一五〇
一	歴史的実験としての宮本洋学校	一五〇
二	宮本洋学校の設立	一五一
イ	設立の経緯	
ロ	創設の論理	
三	教育の特質と限界	一五七
四	経営上の諸矛盾	一六七
イ	守旧派の反感	
ロ	生徒間の対立	
ハ	資金の問題	
五	宮本洋学校の廃校が示すもの	一七八
第三章	中学校政策の人民自為と地方の対応	一九八
問題の設定		
第一節	地方的教育要求と変則中学校	二〇一
はじめに		

一	福岡県における初期の変則中学の試み	二〇一
二	福岡県立中学校の分校の位置づけ	二〇六
三	地方的高等普通教育機関の設立	二〇九
四	教育内容及び水準の特徴	二二二
五	地方的中学校教育要求の展開	二二四
第二節	自由民権運動と中学校教育	二三三
はじめに		二三三
一	福岡の自由民権運動と向陽義塾	二三四
二	向陽義塾の自立と藤雲館の設立	二三七
イ	二者一体の時代	
ロ	設立理念及び学校観について	
ハ	公共的な教育機関であることについて	
ニ	教育内容と教師	
三	向陽義塾及び藤雲館の果たした歴史的役割	二五九
第四章	中学校正格化政策と地方	二七一
問題の設定		二七一

第一節	中学校教育の理念をめぐる諸問題	二七三
一	福岡県における中学校教育制度の展開	二七三
二	正格化政策と福岡県の地方的課題	二八七
三	中学校充実論と普及論のジレンマ	三〇四
第二節	地方的教育要求の淘汰と変質	三一四
一	英語専修修猷館の設置	三一四
二	郡区における中学校教育要求	三一七
第五章	近代中学校制度の確立と地方	三三〇
問題の設定		
第一節	中学校令と民費による尋常中学校の設立・維持	三三二
一	明治十年代の福岡県中学校制度の沿革	三三二
二	民費による尋常中学校の設立・維持	三三三
第二節	地方税支弁中学校の処置について	三四九
第三節	地方における尋常中学校の存在意義	三六五

はじめに

本研究の主題は日本の中学校教育がどのような過程をたどって成立したのかを検証することにある。

戦後日本の中等教育制度はいわゆる六・三・三・四制という単線型学校体系の中間段階という位置を基調として発足した。「この提案の意図するところは、小学校の卒業者を受け入れる、課税によって維持せられるすべての学校は単一な制度に併合されて然るべきであらうといふことである。これらは小学校高等科、中学校、高等学校、職業学校、青年学校等をふくみ、更に師範学校予科もふくむ。これらの学校が具備する分化した諸機能は、講習や補習等の施設も共に、中等学校のカリキュラムの中に包括されるべきである。」という米国教育使節団の勧告を受け入れた形で新制中学校と新制高等学校という戦後の中等教育が発足したと理解するならば、それは従来の複線型の学校体系が教育による民衆の差別化と社会階層の再編成に寄与していたことに対する批判に基づいていたといえるのかも知れない。その結果、確かに教育の機会均等という原則は確立したかに見えた。しかし、経済成長を背景に高校進学率は上昇し、中等教育の総体が量的に拡大するにしたがっていくつかの問題が生じてきた。そうした諸問題の多くは中学校及び高等学校における教育の質にかかわる問題である。それら教育の荒廃現象の要因について述べることは本研究の目的とするところではないが、戦後の中等教育が、その理念において中等普通教育ないしは高等普通教育という概念を持ちながらも（学校教育法）、その本質にかかわる議論が定着

しないままに現実が先行したことに起因するのではないだろうか。そのひとつの理由は戦後教育改革が従前から中等教育のあり方を再検討の俎上にのせはしたものの日本の近代教育史における中等教育観が原理的な批判と総括を受けずに再編成されたからであると言ふことができる。

もとより日本の近代教育において中等教育は上級学校へ進学するものと実業に従事するものの教育とに区分されることから矛盾を孕んでいた（中学校教則大綱）。それは原初的に日本の中等教育を要求する民意のあらわれでもあったし、中等教育観が形成される過程での民意の戸惑いのしるしでもあったのである。段階的に接続関係にある教育階梯の中間段階における完成教育の意味というものが定まる以前に準備教育の論理と完成教育の論理が並列したことによるものではないだろうか。結果的には上級学校へ連続する体系が正系として尋常中学校→高等中学校→帝国大学という模範型を創出し、完成教育の体系が国民教育体系としてくくられる多様な中等教育の諸形態へと展開したことになる。故に近代教育制度史上における中等教育は余りに多様な要素を包含して展開した。ひとくちに中等教育といってもその幅と質の差は非常に大きかったのである。

加えて言うならば、近代日本の教育制度は初等教育において平等な国民普通教育を展開し、多様化する中等教育段階において選別の機能が具体化していた。すなわち、少数の進学者のみを対象とする正系の教育体系が他の圧倒的多数の青少年（正系外の中等教育機関に学ぶ者も、また中等教育の機会すら与えられない者も含めて）を差別化していく構造を作り上げていたのである。戦後教育の問題はすべての中等教育の形態を正系の論理枠に統合しようとしたことに発し、矛盾は中学校・高等学校の教育のなかに内在化していくことになったと、とりあ

えずここでは提示しておくことでとどめたい。

問題はその中等教育の論理枠が尋常中学校に集約される正系のシステムのものであったということである。その正系のシステムが一貫して中等教育の理念型をつくりあげてきたのであるし、戦後教育改革後も中等教育のあり方に一定の方向性を与えてきたのではないか、と言うことができる。いわば日本の中等教育が中等教育として確立したときの理念枠組みが壊されることなく生きてきたと考えられる。その意味で正系の中等教育である男子高等普通教育すなわち尋常中学校教育の成立の過程を検証する必要があるといえよう。

一 問題の所在

本研究は中学校教育が近代教育制度の構築されていく過程でどのようなようにして日本の学校教育体系の中に位置づいていったのか、そして中学校観をめぐる合意が如何にして民意の中に醸成されたかを説明することを目的とするものである。

周知のように近世日本の教育は身分別の学校が基本であり、学校間のArticulationという考えは原則的になかった。日本の近代学校制度の根幹をなすものは国民皆学を前提とした小学↓中学↓大学と積み上げられていくArticulationの成立であったと見ることが出来る。入江宏氏は一九九〇年の教育史学会シンポジウムにおいていわゆる「School System」論を提唱した。入江氏は「統合関係(Integration)と接続関係(Articulation)をもって組織」された「統一的学校体系(School System)」の存在が教育史における近代を規定するとした。その上で一八九〇年代に着目し、この時期に日本ではSchool Systemが機能しはじめる段階を迎えたとしている。

「学制」は近代学校教育の体系を構想していたのであるからSchool Systemの構築を目標としていた。然るにSchool Systemが機能しなかったのはArticulationの要であるはずの中学校教育の成立に時間がなかったからであった。このSchool Systemが機能しはじめる段階を制度的に準備したのは明治十九年の森有礼による一連の学制改革であった。就中、中学校令はArticulationの要となる中学校についての規定であり、尋常中学校の設立をもって日本の中学校教育が一応の成立に至ったと見ることが出来る。本研究ではこの意味で尋常中学校が成立するまでを対象として中学校教育成立にかかわる諸問題を検討するものとする。中学校教育制度は近代学校制度の成

立とともに日本に流入したものであるが、その性格づけは当初から明確になされていた訳ではない。明治五年の「学制」において中学はたしかに小学と大学の間位置づく教育段階として構想されていたが、小学が広義の国民教育を目標とし大学が国家エリート養成という端的な目的を持って構想されていたのに対して、中学はその教育目的を理念的な根拠を持ったかたちで位置づけられたわけではなかった。なぜならばそれは何より中学校という教育制度上の概念が日本の教育伝統には存在しなかったために、その制度上の位置づけが小学校、大学に比して遅れたということがあげられる。その中学もさまざまの職業的学校を含んでいたり、外国語学校との区別が不鮮明であったりして、役割そのものが不明確であった。

それは近代以前の日本の学校教育観の中に中学の観念がなかったからである。神辺靖光氏の研究では「中学」という名称を付せられた学校が登場するのは明治二年のことであり、「中学」という訳語が学校制度の一部を示すものとして明確になったのもこの年に出版された内田正雄訳の『和蘭学制』ということである。すなわち、それ以前の近世の日本の学制観のなかに中学という概念や考え方が存在しなかったのであり、中学校教育の概念もまたそうした外国学制の翻訳を通じて日本に輸入されたのである。また、このことは単に中学という名称の問題ではない。この時期は中学校の概念が移入されたが中学校教育の意味を心性の上で理解し、自らの制度上に理念的な位置づけをすることはできなかった。中学という名称もしくは制度上の枠組みは提示されたもののその内実は後にわれわれが中学校と称するものとは相当の隔たりがあったと見なければならぬ。財政上の問題だけでなく理念上の問題として中学校教育は一般的に人民自為の状態に放置されねばならなかったと言ってよいので

ある。

幕藩体制下では藩や村（ムラ）が一定の完結した社会を構成しており、中央から権力の一部を委譲されている『地方分権』というより、あくまで藩権力の一部を幕府に預けていたという意味で『地方主権』というのが妥当な論理が、藩行政や地域の生活を支えていたと見ることが出来る。そうした近世的自治の土壌が残存しているところへ明治新政府は廃藩置県を断行して幕藩体制を解体し中央集権国家の構築をめざしたのである。教育制度を含む近代的諸制度は中央から地方へ強いられるものとして地域の人々の前に登場したのである。しかし、生活にしみついた地方の人々の地方主権の心性は急変すべくもなく簡単に幕藩体制下の状態から飛躍的に転換するはずはなかった。また、そうした近世的心性が近代を受け入れなければならないという葛藤の中でこそ、この時期の地域の教育要求は醸成されていったと見ることが出来る。多くの場合、中学校教育をarticulationの要として見る認識はあるべくもなく、旧藩教育の中の完成教育として見ていたと思われる。

それ故に学制期に登場した地方中学校の相当数は藩校の教育伝統の上に設けられた。藩校は原則的には廃藩置県と学制の制定によっていったんは廃止されることになるが、まもなく多くの中学校が藩校の後裔として物理的または精神的伝統を継承して再興している。藩校教育が近代日本の中学校教育のひとつの母体となったことは重要な意味を持っている。

第一にそのことにより中学校教育は旧藩の存在に引きずられたきわめて地方的な教育要求を底流に醸成されたということである。藩がその規模において、その文化において、きわめて特異な独自性を有していたことは周知

のことであるが、そうした地方における藩校の教育経験に対する認識と新たに構築されようとしている中学校の制度に対する認識のずれが日本における中等教育の出発点になったと考えられる。その意味で日本における中等教育の形成は旧藩の独自性、換言すれば地方性をひとつの底流として成し遂げられたのだということができる。

第二に藩校教育はその教育内容と教育機能において近代中学校教育と同質の要素を持っていたことである。教育内容においては特定の専門的職業教育（スペシャリストの養成）を行わない点で「普通教育」の性格をもち、機能的には一定の社会的指導層の再生産過程において重要な位置を占めていたということである。そうした性格と機能の類似性があったから『学制』が制定されて高等普通教育機関を標榜する近代中学校が制度上に登場した際に地方はそのコンセプトを受け入れることができたのであろう。

一方で藩校を中学校の前身とみる見方にたいして異論があることも承知している。例えば佐藤秀夫氏は教育内容、就学者の身分的階級的限定性、学校制度上の位置づけなどにおいて原則的に異なるから藩校を旧制中学校の前身とすることを否定し、「旧制中学校を藩校の伝統に結びつけることは、天皇制公教育体制が成立したのちに、復古的な『士道』意識の再編と特権的な一流校のもつ権威主義とがなげにされて作り出した、一種の願望的な虚構に過ぎないと考える」との見解を述べている。しかし、現実に旧藩校を前身とした中学校が多く存在し、直接的にそうではなくともその伝統に固執して成立した中学校は実に多い。また、「特権的な一流校の権威主義」も近代日本の中学校の性格の一面を示すものであるから、その「一種の願望的な虚構」が近代中学校教育に顕在化しているならば虚構はすでに虚構ではなく近代中学校教育観の理念的な底流を構成する意味をもつものと考え

られる。そうした近代中学校の権威主義そのものの前提が藩校教育に内在し、近代中学校へと継承・再編されたと見ることができるのである。従来言われてきたところの近世教育と近代教育との連続性の問題を中等教育史の側から見ると前述のような近代中学校のコンセプトを受け入れることのできた旧藩教育を中等教育の日本の底流としてとらえ返すという視点が出てくるのである。そうした視点から旧藩教育を検証するならば学校の在り方そのものにまずは着目せねばなるまい。即ち、学校の制度的位置付けや人的生産性（人材育成観）などの検討である。また、教育内容の特性と学問観の明確化が課題となってくるのではなからうか。

また、庶民のレベルではいわゆる在村私塾の教育の中に近代中学校教育のもうひとつの源流を見ることができ、寺子屋における読み書き学習が実用主義的なものであり、その実用性が幕藩体制後期の急速な発展に結びついているということが出来る。それに加えてそうした庶民の識字率の向上にともない、実用性とは一歩距離を置いた庶民の学習要求が具体化したものが在村私塾である。

藩校と同様に在村私塾のあり方もきわめて地方的な教育要求に教育要求を底流にしていたと同時にその追求する教育内容も特定の専門的職業教育ではなく「普通教育」を指向するものであった。それらの私塾教育も後の地方における中学校教育要求のひとつの系譜をつくるものとして注目しておく必要がある。

いずれにせよ初期の近代中学校教育を要請した民意は近世的教育観に基づく地方主権的発想に原点を持つものであり、その教育要求の中に内容的にも後の近代中学校教育に期待された高等普通教育に繋がるものがあつたのではないかと考えられる。こうした地方的・近世的教育要求と外国より移入された近代中学校教育の枠組みとの

せめぎあいの中で近代中学校教育構築への試行錯誤は始まったのである。

この試行錯誤はさまざまな形で民意の中の中学校教育への要求を引き出すことになった。とくに自由民権運動という政治的潮流がこの時期の中学校教育観の形成に大きくかかわったことは重要である。

まず民権派を含めて府県会では中学校設置をめぐる種々の議論がたたかわされており、中学校教育観を模索する動きが全国的に見られる。それと同時に自由民権運動の中で設立された私塾や中学校なども数多く出現している。

このように自由民権運動が中等教育と深くかかわってくるのは自由民権運動も中学校教育もともに士族及び豪農という近代初期の身分的社会階層的要求に支えられているからだと言える。かつて中内敏夫氏は「教育は政治ではなく、したがって政治と区別されなければならないとしても、一定の政治性をもつ。そしてもし、この教育が一定の政治性をもつという命題をみとめるならば、当然政治はあくまで政治であるとしても、現実の政治が一定のこれに対応する教育性をおびるといふ両者の関係をもみとめざるをえないであろう」として自由民権運動の教育性に言及した。その意味でこの時期の中学校の設立というのは自由民権運動と必然的にかかわらざるをえないものであったといえよう。

しかし、それじたいが教育運動として組織化されていたわけではない。中等教育を必要とする階層集団が自分たちの教育要求や学習要求を具体化するために私的に中学校を組織したり、府県会で設立の如何についての論争を展開したということであって、そうした潮流はこの時期の中学校教育を一定の方向に動かすような組織的な運

動ではなかった。ただ、それぞれの地方において中学校やそれに類する学校が群生したことは社会階層的教育要求を具現化させていくプロセスを示しているといえよう。それらの中等教育機関の群生は「中等教育」ないしは中間段階の教育階梯としての中学校教育ではなく、中央の近代学校制度とは別のところから発した要求に基づくものであり、地方的完結性の強いものであった。例えば土佐の立志社に併設した立志学舎などは民権結社の設立した私立中学校として知られるものであるが、そうした学校が敢えて中学校を称したのは上級学校や初等学校との連絡ということを意識したからではなく、逆にそうした連絡を無視したからではなかったかと思う。彼らは中学なるものを教育階梯の中間段階としては位置づけず、近世以来の私塾と同様の認知をなしているのである。それは「中央の大学に対する地方の中学」といった控えめな発想によるものではなく近世的私塾教育を近代学校制度の枠組みの中で認知を得るとしたならばそれは私立中学しかなかったというところであろう。その「私」なるものは近世から近代へと引きずっている彼らの身分性なのであった。すなわち、中学校教育の歴史的底流として旧藩校を想定すればそこには士族学校の性格が顕在化するし、幕末期の私塾をも底流として見るならば豪農層も近代中学校の有力な担い手なのである。

自由民権運動とかかわったか否かは各地方の政治状況によっても異なるが、「人民自為」という中等教育への対応の中で一種の階層的教育要求、すなわち新旧の地方指導者層の教育要求が地方的主体性をもって生まれたことはまちがいない。そうした地方的主体性に基づく教育要求とはその主体者である士族や豪農層などの教育要求であり、なにより彼らは近世的身分の継承者であった。それゆえに中学校に期待された教育は近世的な身分の生

産・再生産の装置としての藩校教育や漢学私塾などが有していた普通教育的教育のあり方に原点をもっていたといえる。そしてその内実をどういうものにしていくかはもとよりそれぞれの藩や地域の意思であったから、この時期に至ってもそれはいわば教育の地方主権ともいえるべき発想の上に構想されていくものであったし、「人民自為」はそれを許容したのである。学校が制度的には「学制」という近代的枠組みの中に位置づけられていても、中学校教育に対するイメージは近世的学校観・教育観の上になりたっていたと考えてよいだろう。

具体的には地方的教育要求によって自生的に発生した地方中学校や、私塾の範疇に属するものが中学を自称すること、さらには地方性を前提とする自由民権運動にもなう政治性を帯びた学校の設立である。ある意味ではこの時期は旧藩体制下での教育との連続性の問題が未消化のまま教育状況を構成してくるといえよう。

次の問題はそうした現実には地方で展開している近世的学校観に立脚する教育観と理念上の近代的学校制度における中学校教育観が如何にして統合され、リアリティを持った中学校教育を構築していったのか、ということである。中学校観の統合の過程の第一段階は府県会における中学校設立・維持をめぐる諸論争である。もとより新旧の名望家を以て府県会は構成されていたと考えられ、この場での議論は基本的に彼らの出自と選出基盤に関係してくるといえよう。

従来の研究で指摘されていた点は府県会での中学校設立をめぐる議論は教育権論の視点から民権派内部における自由教育論と干渉教育論の理論闘争として評価するもの（黒崎勲）や、府県当局対民権派Ⅱ中央対地方という構図を描く（掛本勲夫）などの検討がなされてきた。しかし、この時期の府県会における中学校論が選挙によっ

て選出された議員によるものであるという点を抜いて論ずるわけには行かない。自由民権運動が主体者自身の自己表現であることを再認識するならば、議員が民権派理論を駆使するの何より彼らの存在基盤そのものから発する要求を民権派の論理がもっとも適切に代弁してくれるからにはかならない。そうした思考様式を機軸に府県会での論争を検討することで論争の本質的な側面を解明することができる。例えば民権派議員の主張も地方的・近世的教育要求を民権派の論理を借りて展開したと見ることが妥当となってくるのである。

殊に教育令の改正後、「中学校教則大綱」を契機として強化された正格化路線は中学校教育における地方主権を本質的に脅かすものとして登場してくる。この中学校正格化政策をどう受け入れるかが、近世的教育観と近代的中学校教育観との統合の課程として検討されなければならない。この段階において近代教育制度の枠内における中学校教育のリアリティが問われてくるのである。文部省としては根無し草の状態にある中学校を制度的にかつ物理的に初等教育と高等教育の中間段階に位置づけなければならないところに差しかかり、府県当局も当然その路線での中学校教育の改革に取り組む立場にあった。そうした政策レベルでの正格化の動きは教育における地方的主体性を一切無視したものである。あくまで理念上の教育制度における中学校観を地方に強いるものであった。従来、近世的教育観を継承しつつ、地方的教育要求によって中学校教育を形成してきたものが価値的な挫折を体験することになる。それは中学校の目的にかかわってくる。すなわち、これまでは自分たちのいわば旧身分の再生産装置としてのみ理解していた中学校というものをあらためてどういうものとしてとらえるのか、ということが地方の指導者層に問われるようになったのである。正格化政策に対して府県会の取っていく姿勢は如何に

自らの教育観を正格化政策受容の中に組み込んでいくかに向かわざるを得なかった。

例えば教育内容は教材や教科においては新しいものにとって替えられても、その「高等普通教育」性が不変であるかぎり中学校は藩校ないしはそれにかわるものという認識で足りてはいたが、正格化によって新たな教育価値が降りてくることになった。それは従前の人材育成観を覆すものとしてあらわれる。それまでの教育観では中学校における人材の育成は士族的社会階層の再生産であったが、ここでのそれは上級学校への接続を含む新たな教育価値体系への組み込みを迫られるものであった。地方主権の論理のもとで形成されてきた中学校教育観はここで近代的リアリティをもつことをせまられ、必然的に土着的教育観と移入された教育観とが統合されねばならない転機を迎えるのである。そうした価値体系への組み込みを促したものは変質した旧藩や旧地域共同体への帰属意識であった。藩なるものの実体はすでになく、虚なる藩の幻影によりどころをもちつつ正格化路線にささやかな抵抗をするなかで得たものは中学校教育における人材育成観の転換である。即ち、近世的完成教育というあり方で階層的再生産を確実に続けるという人材育成観から中学校を中央へのステップととらえ、中央へいかにして人材を送りこむか、という方向への転換である。

そうした意味で明治十九年の中学校令は正格化に抵抗してきた地方的中学校教育観に対する最後通告であった。周知のようにこの時の中学校令によってともかく地方税の支弁による尋常中学校は一府県一校に限定されることになった。そのことは第一に全国の尋常中学校の質的な水準の確保を確実なものとした。第二に尋常中学校教育というものを作っていく主体は完全に中央Ⅱ文部省の側に移ったことがあげられる。また、同時に諸学校通則が

定められたが、これは中学校令第六条の一府県一尋常中学の制度と併せて理解せねばならない。神辺靖光氏は「寄附に頼ることによって地方税の支出を少なくして県民の要求する尋常中学校を維持できる効用」と「私立中学校を府県立尋常中学校と同一と認めることによって官の統制ある中等教育を維持できるという効用」をあげて諸学校通則が尋常中学校の確立に大きな意味をもったことを指摘したが、さらに重要なことは諸学校通則は地方の中学校とそれを支持する人々に学校の存続か廃絶かの選択を迫ったことである。その選択は同時に正格化路線の中等教育観を受け入れるか否かの選択でもあった。そして正格化路線を受け入れることで中学校教育は全国的に均一化することになり、地方的主体性を放棄しなければならなくなる。だからこそ尋常中学校のアイディンティティは旧藩校の教育伝統に置き続けなければならなかったと理解することができる。

ここにおいて戦前日本の中等教育の正系をなす尋常中学校は成立するのであるが、それは移入された枠組みと土着的教育観との統合の過程で醸成された日本的中学校教育であったということが出来る。

二 本論文の構成

以上のような中学校教育成立の過程における諸問題を検証していくことが本研究の課題である。

あらためて近代中学校教育成立の過程を検証するいくつかの検討課題を提示してみる。それは日本の高等普通

教育の伝統がどのようにして近代中学校教育の枠組みを受け入れ、これを日本的な中学校教育として統合していったのかという過程を示す課題である。

I 前史的課題

- ① 底流としての旧藩教育及び私塾教育
- ② 外国モデルの検討

II 近世教育と近代教育の連続と不連続の問題

III 人民自為の問題

- ① 自主的な中学校教育の編成
- ② 自由民権運動と教育要求

IV 中学校観の統合の問題

- ① 中学校正格化政策と地方
- ② 中学校令の制定と尋常中学校の成立

本研究では福岡県域を対象としたが、それはこの福岡県域がこれらの課題性を有している典型的な地域であることによる。

第一に福岡黒田藩（五十二万石）、久留米有馬藩（二十一万石）、小倉小笠原藩（十五万石）といった大藩が割拠し、それぞれ修猷館、明善堂、思永斎といった有力な藩学校を擁していた。そうした旧藩の強力な教育伝統と近代中学校教育とのつながりを検証するのに妥当な地域であると考えられる。

第二に福岡県域では近世末期において庶民の組織的な学習活動が展開されていたという例が多々見られる。特に上妻郡の私塾における漢学教育の展開は非常に注目すべきものであり、それらもまた近代中学校教育の成立と深いかわりを持つものである。

第三に福岡県域には旧藩教育から近代教育へ連続した典型的な例が存在するということである。小笠原藩では藩校思永館並びに育徳館の系譜が豊津中学校へと断絶することなく継続していたのである（二）。これは第四の課題性にもかかわる。それは旧藩教育の枠組みを解体して近代教育を構築しようとした試みがあったことである。具体的には三潯県において試みられた宮本洋学校の設立である。近代を迎える過程で行われた新しい時代への適応の模索がこの両者の比較の中から導き出されるであろう。

第五には自由民権運動とのかかわりを持った中学校教育がおこなわれているということである。自由民権運動が中等教育の発展に寄与したことはよく知られるところである。福岡は九州の自由民権運動の拠点でもあり、この運動の中から生まれた中学校教育への要求を検証することができる。

第六に福岡県では明治十年代に県独自で六本校十三分校といった壮大な中学校政策を展開している。明治十年代にそうした大規模な制度が構想された県はいくつか存在するが、福岡県の場合はそれが本校と分校という形で

重層構造をなしており、中学校教育に対する地方的な教育要求の構造が解明されるであろう。またこうした独自の中学校制度は中学校教則大綱以降の正格化政策の過程で必然的に崩壊せざるを得ない。このことは中学校の存立をめぐる議論を呼ぶことになるが、そうした議論の中で中学校観が醸成されていったと考えられる。

そして第七に福岡県では諸学校通則第一条に基づき尋常中学校がもつとも多く設立されていることは注目に値する。これは言うまでもなく中学校教育を作り上げていく地方的エネルギーが大きかったことを示している。

以上列挙したように中学校教育成立過程の典型的な事例の実証研究によって日本の中学校教育観の原型に迫ることができると考えるものである。

まず第一章において近代中学校教育の底流としての近世教育の再検討と外国モデルの分析を行う。検証の対象としては藩校については久留米藩明善堂、在郷私塾としては筑後国上妻郡を対象とする。久留米藩は藩校設立及び改革に際しての課題が比較的明確であり、改革責任者の思想性を明確にする史料の根拠が存在することが検証対象とする理由である。上妻郡は久留米藩の学問の動向と関連した庶民の学問の世界が展開していた。そして何より上妻郡一帯の私塾ネットワークができていたことが注目に値する。

また、外国モデルについては学制に対する影響が大きかった「和蘭学制」「仏国学制」の分析、及び学制に先んじて作成された「大学規則并中小学規則」とその影響を検討してみる。

第二章では近世的教育の継承と断絶について検討する。まず、藩校教育を廃絶させ、またその擬制的継承の原動力でもあった時務意識の近代的展開について方向性を示し、各論にはいりたい。

ひとつは全国的に見て藩校から近代中学校への連続性のもっとも高かったとされる豊津藩校育徳館を素材にする。そして藩校から中学校への転換過程を検証する。もうひとつは廃藩置県の過程で行政面での統合が行われ、教育についても政策的に旧藩教育からの断絶と近代教育の創造を試みた宮本洋学校（宮本村中学校）の存廃と学校文化について検証し、近世的教育の基盤が近代中学校教育を形成する上で重要な原理であったことを立証する。

第三章では中学校教育の人民自為に関して検討する。まず第一に人民自為の施策の中で地方的な教育要求によって生み出された自主的な地方中学校の編成について検討する。それらは変則中学校であることをある意味では前提とし、地域完結的な教育水準を満たす学校を構想した。主として嘉麻穂波両郡に設立された嘉穂学校の試みを中心に検討する。第二に福岡区内に設立された向陽義塾を素材に自由民権運動が自己教育機関として中学校教育に求めたものを中学校教育全体の流れの中に位置づけてみる。向陽義塾は土佐立志社に併置された立志学舎をモデルとしたと考えられる私立中学校であり、民権私塾の典型といえる。

第四章は中学校正格化政策に対する地方の反応について検証する。明治十三年の教育令改正と十四年の中学校教則大綱に始まる中学校正格化政策は地方の中学校教育に重大な影響を与えた。中学校教則大綱制定後明治十五年の終わりまでに『文部省日誌』に掲載されている地方中学校教則のすべてが中学校教則大綱に準拠したものとなっているのである。また、明治十五年九月二〇日付の愛媛県の中学校教則の伺には「本年六月廿一日付ヲ以中学校教則相伺候処八月廿四日付ヲ以普通学務局長ヨリ不充分ノ廉有之ニ付更ニ取調伺出候様照会之趣モ有之候条即チ別冊ノ通訂正進達致候」と記され、察するところ一旦伺い出た教則を書き直されたらしく、相当の強い中学

校教則大綱準拠への指導があったと考えられる。これを福岡県の府県会での議論を中心に検討してみるが、正格化に対する府県会の対応を正格化政策をどう地方の中学校教育が受け入れていくかという視点に立って分析していく。そして近世的教育観を底流とする中学校教育の要求が変質していく構造を明らかにする。

第五章は正格化政策の制度的な帰結である中学校令の受け入れと尋常中学校の設立について検討する。中学校令によって新たに設置される尋常中学校は一府県一校に制限された。しかし、同時に制定された諸学校通則によってその管理を府県におおいだいわゆる府県管理中学校は明治二十四年までに全国に十三校存在したが、そのうち三校は福岡県の中学校であった。

福岡県では県立福岡尋常中学校に費やされる県立中学校費を県会で否決することによって県費支弁の尋常中学校はなくなり、通則一条校のみ設立されることになった。それは福岡県が大藩の合併によって成り立った事情に基本的な原因を有する。すなわち、旧藩に対する感情が近代県政に影響力を持ち続けていたのである。そうした旧藩感情が通則一条校を多く生み出した背景にある。これは近世的教育観の継承と近代的中学校の枠組みの受け入れを検討する典型的な事例であるといえる。

以上、尋常中学校設立までの中学校教育をめぐる諸問題を検証することによって近代中学校教育が成立した過程を構造的に明らかにしたい。

三 明治前期の中等教育史研究の動向について

本研究は明治前期すなわち森有礼による中学校令制定によって尋常中学校が成立した頃までを対象としており、またかなり問題を限定して議論している。その意味では先行研究はかなり限定されるが、本研究が中学校教育成立史の一端に位置づく以上中等教育史全体の仕事を概観しておくことは必要であろうと思う。ここでは明治前期を対象とする研究を中心に紹介するが、合わせて大きな中等教育史研究の流れも随時紹介しておくことにする。

イ 前史——戦前の遺産

管見の範囲で言えば日本教育史における中等教育史研究の本格的な蓄積が始まったのは一九六〇年代半ばからではないかと考えられる。もとより日本においては浅い歴史しか持たない中等教育であるから、他の近代教育史の研究と同様に大正期までは学制改革論としては議論されても教育史研究の対象としては検討されてこなかったようである。それでも昭和にはいつて中等教育を歴史的に検討する動きが出てきた。そこでそうした戦前の業績を中等教育史研究の前史として位置づけてみたい。

そうすると中等教育史に本格的に取り組んだ仕事はおそらくは阿部重孝氏が『教育思潮研究』に発表した一連の中学校史研究ではないだろうか^{三〇}。この研究は『文部省年報』等に掲載されたデータを駆使して中学校教育の発達を数量的に分析したものであり、「その三」に至ると欧米との比較研究の視角が加わることによって中学校教育史から中等教育史への展開の可能性の兆しを示している。しかし、このことは現状の中学校観もしくは中等教育観の再考にかかわるものであって、研究としては歴史研究の形はとりつつもやはりそれまでの中学校政策に対しての批判を含んだ政策科学的論文であったといえよう。阿部氏の研究から十年余の後に海後宗臣氏が同じ

く『教育思潮研究』の別冊『国民教育の動向』に掲載した「中等学校制度の伝統と問題」（一九四三年八月）も同様に歴史研究の視点から教育審議会答申「中等學校ニ關スル要綱」の考えに対して中等教育観にかかわる発言をしている。両氏の仕事は中等教育改革が求められている時代の要請の中で、中等教育の歴史的検討を通じて従前の中学校観を見直し、新たな中等教育観を模索しようというものであり、現状批判の色彩を拭うことは出来ないものであった。

一方、全国の中学校の沿革史を可及的網羅的に押さえようとしたのが桜井役『中学教育史稿』（一九四二年）である。歴史研究書としての完成度については満足できるものではないにしても、中学校沿革史の全国的鳥瞰図を作ったという点では評価できるものであるし、何より七〇年代に入って若干の通史が刊行されるまではほとんど唯一といってよい中等教育史の通史であった。

研究史ということにはならないが一九二〇年代から一九三〇年代にかけて各府県の代表的中学校において個別学校沿革史が立て続けに刊行されている。現在作成中の目録の完成度はまだ不安が残っているのでその総数を計上することは差し控えたいが、沿革史を発行した主な中学校を列挙すれば、鳥取中学（一九二二年）、鳳鳴中学（一九二五年）、福井中学（一九三一年）、福山中学（一九三二年）、北野中学（一九三三年）、安積中学（一九三四年）、大分中学（一九三五年）、米沢中学（一九三六年）、不動岡中学（一九三六年）、今宮中学（一九三六年）、彦根中学（一九三七年）、豊津中学（一九三七年）、盛岡中学（一九四〇年）、会津中学（一九四〇年）などがあげられる。また東奥義塾（一九三一年）、修道中学（一九三一年）、東京開成中学（一九三六年）、

日本中学（一九三七年）といった比較的歴史の長い私立中学においても沿革史が刊行されている。これは一九二二年が学制制定五〇年目であり、また一九三六年が中学校令から五〇年目に相当するので、この間に設立された府県立の最初の中学校や私立中学校が五〇年史の類を編集したものである。

この頃に作られた沿革史は比較的ていねいに学校の記録を載せているものが多く、史料的价值の高いものも少なくない。中には戦災や戦後の混乱の中で散逸した史料も含まれていると思われる。その意味では中等教育史研究が教育史研究として意識的になされていない時期において相当数の中学校沿革史が刊行されたことは現在においては幸いであったといえることができる。

ロ 研究基礎の確立

日本の中等教育史研究の蓄積が事実上始まったのは一九六〇年代なかばからであった。六〇年代なかばから中等教育史研究へ接近するいくつかの研究視角があらわれている。

本研究が対象とする明治前期、換言すれば中学校令制定前後までは中学校の設立等の動向は地方ごとの特色が強い。旧藩の政治的文化的力量の差、県としての統合の水準、県議会における政争の構造、民権運動をはじめとする政治運動の状況などが地域によって独特のものがあるからである。そうした点に着目して一九六五年に刊行された本山幸彦編『明治前期学校成立史』はこうした地方の教育要求の独自性を注視し、尋常中学校制度成立までの各府県での中学校教育の勃興を中央の教育政策との関連で検討した。この本山氏らの研究は現在でこそ多少

分析枠組みに強引さを感じられないこともないが、地方の中等教育要求が中央の画一化政策の波とぶつかりあって徐々に確立していく過程を九県の事例研究によって論証することで中等教育史研究に新しい展望を切り開いたことはまちがいない。茨城県を事例とした谷口琢男氏の「明治前期中等教育政策の展開と浸透―茨城県における事例的考察―」（『茨城大学教育学部紀要』第十七号、一九六八年三月）もこうした視角に立った研究であった。

明治前期の政治史との関連で中等教育を考えるときに避けられないのが自由民権運動とのかかわりである。前述の本山氏らの研究でも民権運動に言及されてはいたが、坂元忠芳氏を中心とする「自由民権運動と教育」研究会はさらに積極的に自由民権運動を教育運動として理解するかたちでの研究に取り組んだ。その中で中等教育に関連したものとしては、国民の教育権を前提とする教育行政学的関心からの接近ではあるが、中学校設置をめぐる民権派の府県会での議論に着目した黒崎勲氏の「自由民権運動における公教育理論の研究」（『教育学研究』第三八巻第一号、一九七一年三月）ではないかと思う。また彼らは『日本の教育史学』誌上において「自由民権運動と教育」と題して問題提起を行っている^(三)。

また一方で民権私塾の研究が始まっている。その代表的なものが平林一、花立三郎、鹿野政直氏ら日本史畑の研究者によって六〇年代後半に次々と論稿が発表された大江義塾に関する研究であろう^(四)。教育史プロパーの民権私塾研究としては影山昇氏の「明治初年の土佐派自由民権結社『立志社』と『立志学舎』の教育」（『愛媛大学教育学部紀要第一部教育科学』第十八巻第一号、一九七二年）が注目される。

これらとは別に名倉英三郎、武田勘治、神辺靖光、三浦茂一の各氏による私塾及び中学校史研究がある^(五)。

これらの《学校史研究》はいわば中等教育史研究の最も根底を構成する研究として後に展開していくのである。また神辺靖光氏が私学教育研究所調査資料『教育制度等の研究』のシリーズに連続して私立中学校史の資料を機軸とした労作をまとめているが、中学校史研究には欠かせない材料を提供し続けているといつて過言ではない(2)。中学校教育の制度的な転機となった森有礼の中学校教育改革について東京大学の海後宗臣氏の指導のもとで「森有礼の思想と教育政策」がまとめられ、中等教育については木下繁弥氏が担当していた(『東京大学教育学部紀要』第八号、一九六五年)。

研究方法の面では、既に女子中等教育について『良妻賢母主義の教育』を世に問うていた深谷昌志氏の『学歴主義の系譜』(一九六九年)は数少ない中等教育史研究書であるとともにその社会学的方法も注目されるものであった。教育社会学の専門であるが海後宗臣編『井上毅の教育政策』において中等教育政策史に貢献をしている菊地城司氏も教育社会学の仕事として「近代日本における中等教育機会」(『教育社会学研究』第二二号、一九六七年十月)を発表している。

このように中等教育史研究の基礎が形成されようとしている一九六七年の教育史学会第十一次大会において『明治期のナシヨナリズムと中等教育』をテーマとした課題研究がおこなわれた。課題研究は斉藤太郎氏が中学校政策、橋口菊氏が勤労青少年教育、林三平氏が教員養成をそして深谷昌志氏が女子中等教育をそれぞれ分担している。私は若輩にしてこの時の学会についての見聞は持っていないが、『日本の教育史学』誌上に掲載された記録を読む限りにおいて中等教育よりもナシヨナリズムが主題であったのではないかと推測される。しかし、斉

藤氏が早々にこの課題研究を踏まえた論稿をまとめ、前掲『学歴主義の系譜』の出版直前であった深谷氏は与えられた女子教育という課題を越えて男子中等教育に言及して問題提起を行うなど実りの多いものであったと考えられる。

中等教育史研究の基礎的蓄積は少しづつ積み上げられていたものの本格的な通史的研究はみられなかった。ようやく通史らしいものが出来上がったのが一九七四年に刊行された国立教育研究所編『日本近代教育百年史』に収められた「中等教育」の章である。時代別に各編の一部を構成する形で分割されているが、通読すると確かな通史的研究となっている。読者諸氏はこの『百年史』の時代区分については一応承知されていると思うので区分期間を詳述はしないが戦後改革期を除く各期の執筆者は創始期は仲新氏、模索期山内太郎氏、確立期斎藤太郎氏、整備期が深谷昌志、田中勝文両氏、展開期は谷口琢男氏と、田中、深谷の両氏、そして戦時期が谷口、田中の両氏であった。また「高等教育」の章の中に二見剛史氏の執筆になる「大学予備教育」の節が設けられている。ある意味で大学予備教育は中等教育の一部を構成するものとも考えられるので付記しておきたい。尚、二見氏には大坂中学校に関する研究「明治前期の高等教育と大坂中学校」（『日本の教育史学』第十九集、一九七四年）がある。この通史としての『百年史』は中等教育史研究の基礎形成期の集大成ともいえるもので、これをたたき台として七〇年代後半以降の中等教育史研究が進展していくのである。月並みではあるがこの『百年史』による中等教育史の雛型の確立を以て一応の中等教育史研究の基礎が確立したとしておきたい。

ハ 研究の展開

ここまで見てきたように一九六〇年代に生み出された中等教育史研究の基礎的蓄積は一九七〇年代に入っ
て一応の基礎固めをしたといえよう。以後はそれらの基礎のうえに新しい業績が積み上げられ中等教育史研究は展開
していった。

通史的研究はなかなか活発には刊行されていない。一、二あげればまず一九七六年に梅根悟監修『世界教育史
体系』の第二五巻が『中等教育史Ⅱ』として出版されたがその中に日本の中等教育についての通史的記述が見ら
れる。執筆者は深谷昌志氏ひとりで単独の執筆者による通史であることは評価できるが、なにしろ世界のなかの
一地域としての日本の中等教育史であるからスペースも限られていることもあって各国（英米仏独ソ日）中等教
育史の顔見せの一部分として日本中等教育史の流れを追って見たものという印象にとどまらざるをえない。つい
で一九七九年に仲新監修『学校の歴史』の第三巻が『中学校・高等学校の歴史』として刊行された。これも諸外
国の中等教育史とともに一冊にまとめてあるが、国別（日米英仏独ソ中）に通読できるように編集してあること
と、日本が主で約三分の二を後は各国の中等教育の沿革の概略を付記してあるものである。現在の学校制度にあ
る中学校・高等学校の前史をたどるといふ発想から考えられた書名であろう。内容は前掲書が男子普通教育を柱
に女子や実業教育を肉付けしていくのに対し、こちらはそれらが同等の比重で記述されていることが特色である。
いずれもSecondary Educationとしての中等教育の歴史を模索していることは間違いなく、これは今後の課題と
もなるべきことであろう。

ということと明治前期を対象とする研究について見てみよう。日本における中等教育の原点を模索するものと

して明治初期の研究が必要であることは言うまでもない。この方面では何より神辺靖光氏の『日本における中学校形成史の研究（明治初期編）』（一九九三年）をあげなければならない。これは神辺氏が一九七八年に書かれた学位論文が原型となっている。これは日本の中等教育史研究では最初の学位論文であることから中等教育史が漸く教育史研究の中に然るべき位置を占めるに至ったといってもよいと思う。また一部は前掲書と重複するが神辺靖光氏が一九七五年以来五回にわたって書き続けてきた「わが国における中学校観の形成」は維新前後から明治十年代に至る綿密な研究である^(八)。それから安里彦則氏の「沖繩における『廃藩置県』前後の教育―首里中学校教育を中心として―」（『地方教育史研究』第三号、一九八二年）は時期的には明治十年代に入るが旧琉球藩校「国学」とそれを継承した首里中学校に関する研究であり、地方教育史ならではの視点が含まれているといえよう。前掲書中においても神辺氏は藩校と中学との連続性の問題に関心を示しているが、日本独自の中等教育観が解明されていくためには不可欠の研究対象であろうと思われるし、新谷の藩校史研究も近代の中学校の教育論理を模索する方向ですすめられている^(九)。

明治前期の政策史的研究というのは今まで決して多くはなかったが、七十年代に入って研究の層が拡大した。中学校教則大綱の制定に代表される中学校正格化政策とその地方での対応というのが中学校史上注目される歴史事象であるので明治十年代を研究対象とするものが多いようである。この時代についての政策史的研究は今まで決して多くはなかったが、星野三雪氏は明治十年代の中学校整備の状況を多角的に検討し、掛本勲夫氏は中学校教則大綱と府県会の反応に言及した研究を発表するなど研究の展開を示している^(十)。その明治前期の中学校政

策を変えたといってもよい中学校教則大綱に関しては四方一瀨氏が一九八〇年代にはいって精力的に中学校教則大綱の府県準拠規則の研究を続けている。逆に神辺靖光氏は『大綱』以前の地方中学校の教則について丹念な研究を行っている。当たり前のことではあるが、中学校で何が教えられようとし、また何が教えられたのかを解明することは教育史研究の基本であろうと思う。その意味では山村俊夫氏が明治期全体にわたって中学校の教育課程の検証を続けた一連の研究は着目されてしかるべきであろう⁴⁰。

地方研究への関心について。中等教育機関の設立単位は中学校令までは一般的にはたとえ中学校教則大綱以後制度的な画一化がすすめられたにしてもこの時代は地方レベルの問題である。そのため中等教育史研究の関心が地方史研究の方向へむかうことは至極もつともなことである。府県レベルでの中等教育史研究では地方政局の展開の中で中学校の問題が政治的課題となってくるところに焦点をあてた研究がいくつか蓄積されつつある。対象として府県会での中学校設立維持論争を扱ったものが相当見られるが、地方県会の議事録等の資料が各地で発掘されてくると興味ある比較研究が成り立つであろう。視点としては各地方の特性を根底に置いた固有の中学校教育形成史もしくは中学校論の形成史を模索するものと自由民権運動を教育運動としてとらえてある程度の普遍的理論を構想するものがある。

前者では掛本勲夫氏の埼玉県を事例とした研究、福岡県について検討した新谷恭明の研究などがある。掛本氏は「中学校教則大綱」後の埼玉県会での県立派¹¹特権的中学校論と公立派¹¹公益的中学校論との論争を吟味し、新谷は同様の状況下での論争を中学校普及論と充実論との対立とジレンマという構図で描き、それが単なる対立

に終わらない地方の中学校観形成の前提にあることを示した。その他熊本の政治と中学校の関連を扱った花立三郎氏の論稿などが注目される^(十二)。

後者では既に福島県を事例として研究していた(既出)黒崎勲氏はさらに『公教育費の研究』(一九八〇年)においても福島県会の議事を検討しており、千葉県を扱った土方苑子氏の研究や森透氏の栃木県を事例としたものなどがある^(十三)。ただし、いずれも主眼は原則的に自由民権派の教育論にあり、必ずしもこの時期の中学校論の史的検討を直接の目的とするものではないが中等教育史研究に貢献するところは少なくない。また、この研究の先駆者である坂元忠芳氏を中心とする「自由民権運動と教育」研究会は共同研究の成果を『自由民権運動と教育』(一九八四年)にまとめて出版している。この中で田嶋一氏が静岡県、中野新之祐氏が島根県、そして黒崎氏が高知県のそれぞれ中等教育について積極的に言及しており、片桐芳雄氏は大江義塾を直接扱っている。尚、同書において坂元氏が詳細な研究史の検証をしているので参照されたい。

尚、全国地方教育史学会第八回研究発表大会(一九八五年五月)では『明治の中等教育―千葉県と神奈川県―』と題してシンポジウムが開催された。このことは中等教育史研究が地方教育史研究において重要な課題であることを示したものであるとして意義深い。提案者は男子中等教育を千葉県が三浦茂一氏、神奈川県を永野勝康氏そして女子中等教育は千葉県が高野俊氏、神奈川県が福田須美子氏であった。殊に男子中等教育についてはいずれも明治十年代を中心として検討している。(ちなみに女子中等教育はお二人とも明治三二年の高等女学校令前後が主題になっていたことを付記しておく。)

一方、個別の私塾や中等教育機関を対象とした研究も多くの研究が生み出されている。多くは先に述べた明治初期及び十年代研究のいずれかもしくは双方にまたがる研究ではあるが、敢えて個別学校史研究として一括して取り上げておきたい。主なものを列挙すれば弘前の東奥義塾、久留米の宮本洋学校などを対象として中等教育機関を地方における社会的教育要求の視点から検証した新谷のいくつかの論稿、それを福沢諭吉の足跡との関連から見た多田建次氏の共立学舎や長岡洋学校の研究、多田氏が小熊伸一、米山光儀両氏と共同で行った横浜高島学校の研究、県立総合学校の典型として山梨学校・徽典館と岐阜県華陽学校を扱った神辺靖光氏の研究や生馬寛信氏や曾野洋氏の地方教育史の観点から見た中学校成立史などがあげられる。また、廣田照幸氏は篠山鳳鳴義塾を素材として社会学的方法による社会移動の研究を発表している。時代的には明治中期になるが、上河一之氏の九州学院成立史の研究も地方教育史や政治史との関連でみると興味深い^(十四)。こうした個別の学校を対象とした研究は制度政策だけでは論じきれない明治前期の中等教育史研究の最も基礎的な研究であり、今後の新たな展開が期待される。また荒井明夫氏は諸学校通則第一条における府県管理中学校に着目し業績を重ねているが、それは明治十年代の中学校正格化政策の結末にかかわる問題であるだけに今後の研究の進展が期待されると同時に今後の論議も深められなければならないものを含んでいる^(十五)。

前述の中学校史研究と区別するのも妙であるが、私塾研究を見てみよう。この分野では既に日本史畑では蓄積のある大江義塾の研究で教育史プロパーの星野三雪氏が「私塾『大江義塾』の教育活動とその特質」(『教育学研究』第四四卷第一号、一九七七年)を発表し、また研究の先駆者の花立氏は大江義塾に関して総合的な研究を

進め精力的に論稿を生産し続けそれらをまとめ『大江義塾——民権私塾の教育と思想』、『徳富蘇峰と大江義塾』(一九八二年)の二冊を刊行した。また近藤弘氏や藤野雅己氏の仏学塾研究や新谷の向陽義塾研究など私塾研究の裾野は広がっている⁴⁵。制度的にすべての私塾研究を中等教育史に含むのには無理があるが、中学校の前身であったり、一時は中学校教育を代行したり、明治前期に關していう限り私塾は青年の教育要求を体現するものであり、中等教育の一角を担った存在である。中等教育史の視点からの私塾研究が進められることによって日本の中等教育観形成のひとつの側面が解明されてくると思われる。

以上、中等教育史研究の足跡を本研究の対象とする明治前期に關するものを中心に概観した。既に文中でも述べておいたことであるが、中等教育史研究は地方教育史研究との関連が深いと思われる。明治前期においては薩摩藩置県の状態やその後の政治的な動向も府県ごとに異なっている。例えば学制前後の県学校の研究について名倉氏の若松県の研究、新谷の宮本洋学校や神辺氏の山梨学校・徽典館の研究などを比較してみるとそれぞれの研究のアプローチの違いもあるが、もとより対象となる県学校の性格、あり方そのものが地方(府県)によって異なっていることは明瞭である。また明治十年代においては県会の議論が多く素材として使われていることもご承知と思うが、県会での論争の形はある程度の共通性はあるものの県によっては議論の本質的な違いもあるような気がする。研究の視点の違いは確かにあるが、それ以上に当然のことながら県及び県会の特性というものがあるのだと思う。その地方の特性を深く認識した上でのグローバルな課題意識による考察即ち地方教育史的考察(と私は思うのだが)が真剣に取り入れられなければならない、と考える。ここで地方教育史論を論じる余裕はないが、

換言すれば事例研究が益々細密化していく傾向にあるところで、事例の安易な一般化・普遍化及び地方の小世界にのみ拘泥する研究の矮小化の両極は避けられなければならないということである。

ところで前述したように中等教育史の問題は教育史学会の課題研究（一九六七年）と全国地方教育史学会のシンポジウム（一九八五年）においてそれぞれの学会員の共通の議論の場に置かれた。しかし、十八年の歳月を間に措いて依然として中等教育史研究が中等教育史研究として共通の研究視角を持っていないことを痛感するのである。中学校史には中学校史の発想と論理があり、女子中等教育史には女子中等教育史のそれがあり、実業教育史や師範教育史となると全く別の観点が存在するのである。それらをひとつの議論の場で語り合うことは現段階では無理というものかもしれない。一応の進歩といえれば一九八五年のシンポジウムでは男女の別はあったが高等普通教育に対象が絞られたことであろう。そのことは中等教育史の中でもまずは中学校史に関してその学校間形成史についての研究が重要な意味を持っていることを示唆している。中学校史研究の中ではここでは紹介しなかったが山内太郎氏の「教育令期文政にうかがわれる中学校観の特質と意味」（野間教育研究所紀要第二七集『学校観の史的研究』所収、一九七二年）や前述の神辺靖光氏の中学校観形成史の研究などが直接中学校観を研究对象としている。明治十年代の中学校論争の研究も中学校観の確執をテーマとしているのであろうが、中等教育の本質には迫ることができていない。高等普通教育という概念の内容についてさえ十分な検討と理解がなされていらないと思えるのである。まずは中学校史は中学校史として中学校観、中学校教育理念の史的検討を行う必要があろう。おそらくは制度としての中学校理念の前提にあった西洋の中学校観の検証をも含めて研究が深化さ

れねばならないと考える。神辺氏が『文部省刊行雑誌』に掲載された西洋中等教育の報告の検討をおこなったり、谷口氏が英国の中等教育の研究に取り組んでいるというのはそうした課題意識に基づくものであるろう^(十七)。また、日本固有の高等普通教育の論理があつての西洋の教育制度の移入であるから、日本固有の高等普通教育Ⅱ藩校研究からのアプローチが求められる。新谷の明善堂研究や神辺氏の藩校と中学の連続性を検証する仕事がそれにあたる。当然この研究の目的は中学校教育とは何か、という問いに答えていく性質のものであるから中学校の教育の内容に接近する必要がある。

いづれにしても本研究はこうした中等教育史の直面する課題に応えることを期しているものである。

(二) 神辺靖光氏の「藩学から明治の中学校への連続性に関する考察」(『国士舘大学文学部人文学会紀要』第十八号)による。本論文第二章を参照のこと。

(三) 「中学校教育の進歩に関する研究その一」(一九二九年四月)、「中学校教育の進歩に関する研究その二」(一九二九年十月)、「中等教育の進歩に関する研究その三」(一九三二年十二月)。

(三) 『日本の教育史学』第十六集 一九七三年十月

(四) 平林一「大江義塾」(『キリスト教社会問題研究』八 一九六四年七月、花立三郎「大江義塾雑誌の研究」(『熊本史学』三三三 一九六七年七月、鹿野政直「一民権私塾の軌跡——大江義塾の小歴史」(『思想』五三六号 一九六九年二月)。その他この時期に大江義塾について触れたものに大江志乃夫「大江義塾のことなど」(『日本歴史』第二五〇号 一九六九年三月)などがある。

(五) 名倉英三郎「明治初期における東京の塾の発達」(東京女子大学『比較文化研究所紀要』第十号、一九六〇年十一月)、「明治初期における東京の私立学校の授業料」(『私学教育研究所研究資料』一九六三年三月)、武田勘治「教育令前後の私立中等教育」(私学教育研究所『日本私学史研究委員会第二次報告』一九六三年)、「明治初期県学校の一形態——若松県学校沿革」(『教育学研究』第三八巻第一号、一九七一年)、三浦茂一「千葉中学校と柴原県令をめぐる人々」(『千葉教育』一九七二年八月号)、「近代中等教育史料に関する一考察——千葉中学校における中学校教則大綱の具現過程(一)」(『日本の教育史学』第十六集、一九七三年十月)、「明治十年代における千葉中学校と千葉県会——千葉中学校における中学校教則大綱の具現過程(二)」(『地方史研究協議会『房総地方史の研究』所収、一九七三年九月)など。

また私学教育研究所紀要第七集『日本私学史 明治初期の研究』(一九六四年四月)には、名倉「明治初期における東京の私立学校の研究——学科と授業料について」、武田「明治初期における私立中学校——公私立全体の流れの中に概観する」、武田「教育令の前後における私立中等学校」、武田「日本私立中等学校史上の若干の事実」、

神辺靖光「東京における漢学塾の実態」神辺「明治初期・私塾の新聞広告」などが収められている。

(六) 私学教育研究所調査資料の『教育制度等の研究』シリーズに神辺靖光氏がまとめた仕事は以下の通りである。

* 『教育制度等の研究 一』 「わが国の教育制度における初等・中等・高等教育の接点―大正七年の高等学校令を中心として―」 (調査資料五、一九七〇年三月)

* 『教育制度等の研究 二』 「中等教育における普通教育と専門教育」 (調査資料八、一九七一年三月)

* 『教育制度等の研究 三』 「明治初年における東京の私立中学校(一)」 (調査資料十二、一九七二年三月)

* 『教育制度等の研究 四』 「明治初年における東京の私立中学校(二)」 (調査資料十九、一九七三年三月)

* 『教育制度等の研究 五』 「明治初年における東京の私立中学校(三)」

* 『教育制度等の研究 六』 「学制期における私立中学校と私学観」 (調査資料三一、一九七五年三月)

(七) 「明治期中学校政策に関する一考察―近代日本中等教育史におけるナショナルリズム論的視点の問題―」
(『東京教育大学教育学部紀要』一四 一九六八年三月)

(八) 『東京文化短期大学紀要』第二号(一九七七年)、第三号(一九七九年)、第四号(一九八一年)、第五号(一九八三年)、第六号(一九八五年)に掲載。

(九) 神辺靖光「明治初期における藩立中学校」(国士館大学人文学会『人文学会紀要』十三、一九八一年)、「藩学から明治の中学校への連続性に関する考察」(『同』十八、一九八六年)、新谷恭明「久留米藩学明善堂の学校史的研究」昭和六十年科学費補助金研究成果報告書。

(7) 星野三雪「明治年代における中学校の整備について」(『東京大学教育学部紀要』第十五号、一九七七年)、掛本勲夫「明治年代中学校政策に関する一考察」(『東京教育大学大学院教育学研究集録』第十三号、一九七四年)、府県聯合設立高等学校「暗に関する一考察」(『筑波大学教育学系論集』二、一九七八年)。

(8) 四方一瀾「府県における中学校教則大綱準拠規則に関する基礎的考察(一)―埼玉県中学校模範規則と山口県中学校諸則」(『国士館大学教育学論叢』第一号、一九八三年十二月)、中学校教則大綱における『尊王愛国』と儒教主義についての一考察―府県準拠教則の教授要旨・教科書をとおしてみた―(同第五号、一九八七年)その他。神辺靖光「明治十四年以前における公立中学校の教則(一)」(『国士館大学教育学論叢』第一号、一九八三年)、「同(二)」(『同』第二号、一九八四年)。山村俊夫「中等教育に於ける教育課程の変遷―明治前期普通科中学校を中心として」(『日本私学教育研究所紀要』十七、一九八一年)、「中等教育における教育課程の変遷―明治年代の尋常中学校の学科課程―」(『同』十八、一九八二年)、「中等教育における教育課程の変遷―尋常中学校実科および実科中学校―」(『同』十九、一九八三年)。

(9) 掛本勲夫「明治十年代の地方における中等教育論―埼玉県を事例として―」(『東京教育大学大学院教育学研究集録』第十五集、一九七五年)、「教育令期における中学校の『地方自治』論に関する一考察」(『筑波大学教育学系論集』第四巻、一九八〇年)、新谷恭明「明治前期の福岡県における中学校教育の構想について」(『九州大学教育学部紀要』第二八集、一九八三年)。「福岡県における尋常中学校の設立について―中学校令に対する地方の対応―」(『同』第二九集、一九八四年)、花立三郎「明治一〇年代の熊本における政治と教育」

(『季刊日本思想史』第七号、一九七八年)。

(十三) 土方苑子「自由民権運動における教育論の一考察―千葉県を例に―」(『教育学研究』第四五卷第一号、一九七八年)、森透「自由民権運動における自由教育論の考察―栃木県の事例を中心に―」(『教育学研究』第五〇卷第三号、一九八三年)。

(十四) 新谷恭明「東奥義塾の研究」(『日本の教育史学』第二一集、一九七八年)、「宮本洋学校の研究」(『九州大学教育学部紀要』第三二集、一九八七年)、多田建次「共立学舎新議―新史料紹介―」(『福沢手帖』一九七八年)、長岡洋学校史―藤野善蔵と新潟学校への統合をめぐる―(『福沢論吉年鑑』第三号、一九七七年)、多田・米山光儀・小熊伸一「横浜高島学校の研究」(『福沢論吉年鑑』七、一九八〇年)、廣田照幸「近代日本における社会移動と学校教育―旧篠山藩の事例を通して―」(『教育学研究』第五四卷第四号、一九八七年)、上河一之「明治中期における中等教育機関の党派的性格について―九州学院成立を中心として―」(『熊本女子大学学術紀要』第三一卷、一九七九年)、生馬寛信「明治前期における佐賀県の中学校」(『佐賀大学教育学部研究論文集』第三八集第一号、一九九〇年八月)、曾野洋「明治前期における和歌山県の中学校教育変則速中学」(『開知中学校の系譜について―』(中等教育史研究会『中等教育史研究』創刊号、一九九三年四月)。

(十五) 「明治20年代初頭における中等学校設立をめぐる『公共』観の展開 ―福島県会津中学校を事例として―」(『日本の教育史学』第三十一集、一九八八年十月)、「明治中期府県管理中学校における『官』と『民』―京都府尋常中学校を事例として―」(『日本教育史研究』八、一九八九年八月)、「『森文政期』における地域

の中学校観についての一考察 ―群馬県を事例として―」（東京大学教育学部教育哲学・教育史研究室『研究室紀要』第十六号 一九九〇年六月）、「1886（明治19）年中学校令と各府県の対応」（『大東文化大学紀要』第三一号 一九九三年三月）など。またこのうち『日本教育史研究』所載の論文には新谷のコメントが付されており、この問題についての議論の発展の可能性を示しているので参照されたい。

〔十六〕 近藤弘「仏学塾に関する一考察」（『立教大学教育学科研究年報』第一八・一九号、一九七六年）、藤野雅己「中江兆民の仏学塾と『仙台義会雑誌』」（『日本歴史』三七八、一九七九年十一月）、新谷恭明「向陽義塾と藤雲館をめぐる一試論」（『立教大学教育学科研究年報』第二六集、一九八三年）。

〔十七〕 神辺靖光「明治前期西洋中等教育の実況―『文部省刊行雑誌』よりみた」（『アジア文化』第十号、一九八六年）、谷口琢男「現代イギリス中等教育政策の動向―総合制中学校と共通課程問題研究ノート―」（『茨城大学教育学部紀要』第三〇号、一九八一年）。